

山武市総合計画審議会 会議録

会 議 名 称	第 1 回山武市総合計画審議会	
開 催 日 時	平成 29 年 8 月 10 日（木） 開会：午後 1 時 28 分 閉会：午後 3 時 27 分	
開 催 場 所	山武市役所第 5 会議室	
議 長 氏 名	金子 光委員	
出 席 者 氏 名	別添「出欠者名簿」のとおり （17 名）	
欠 席 者 氏 名	小川 真実委員、亀井 美知子委員、藤次 里佳委員 （3 名）	
事 務 局 氏 名	別添「出欠者名簿」のとおり	
会 議 事 項	次 第 1. 開 会 2. 委嘱状交付 3. 市長あいさつ 4. 委員・職員の紹介 5. 会長及び副会長の互選 6. 諮 問 7. 議 事 （1）山武市第 2 次総合計画策定方針について （2）山武市総合計画の延長について （3）その他 8. 答 申 9. その他 10. 閉 会	会議結果 5 会 長 金子 光 副会長 大高 衛 7 （1）原案により決定 （2）原案により決定
会 議 経 過	別添「会議経過」のとおり	
会 議 資 料	（事前配布） ・会議次第 ・【資料 1-1】山武市第 2 次総合計画策定方針 ・【資料 1-2】山武市総合計画条例 ・【資料 1-3】第 2 次山武市総合計画の策定スケジュール（案） ・【資料 2-1】山武市総合計画＜改訂版＞（案） ・【資料 2-2】山武市総合計画＜改訂版＞（案）新旧対照表 ・【資料 2-3】[参考]後期めざそう値一覧（平成 30 年度） ・【参考 1】山武市まちづくり報告書（平成 28 年度） ・【参考 2】山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略の概要 ・【参考 3】山武市行政改革大綱 ・【参考 4】山武市総合計画審議会 委員名簿 （当日配布） ・【当日差替】会議次第 ・【当日配布資料 1】山武市総合計画審議会運営要綱 ・【当日配布資料 2】山武市総合計画＜改訂版＞（案）について（諮問） ・【当日配布資料 3】第 1 回山武市総合計画審議会 座席表	

	・【当日配布資料】山武市総合計画後期基本計画（概要版）		
その他必要事項	署名委員の指名	神余 崇子委員	相原 茂雄委員
会議録の確定			
確定年月日		署名委員	
平成 29 年 12 月 19 日		相 原 茂 雄	
		神 余 崇 子	

(会議経過)

発 言 者	発言内容 ・ 意見
越川企画政策課長	【 1. 開 会 】 【 1 時 28 分 】 それでは、ただいまより平成 29 年度第 1 回山武市総合計画審議会を開催させていただきます。本日の司会を務めさせていただきます総務部企画政策課の越川です。どうぞよろしくお願いしたいと思います。 本日は、お暑い中、またお忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。それでは、早速でございますが、お手元の次第に基づきまして、進めさせていただきますと思います。 それでは、次第によりまして、次第の 2 でございます。委嘱状交付でございますが、委嘱状の交付とあわせまして、市長からご挨拶を申し上げます。椎名市長、よろしくお願いします。
椎名市長	【 2. 委嘱状交付、3. 市長あいさつ 】 皆さん、こんにちは。お忙しい中お時間を割いていただきまして、総合計画審議会の初めての会合でございますが、ご出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。 山武市は、合併をいたしましてからつくりました第 1 次の総合計画でございますが、10 年間の総合計画にのっとりまして、10 年間の基本構想、それから前期・後期と 2 つの計画によりまして、今日までまちづくりを進めて参りました。このたび、総合計画につきましては、今までの義務から引き離されまして、計画を持っても持たなくてもいいということになりましたが、山武市といたしましては条例を整備して、総合計画をこれからはしっかり持っていこうということになってございます。本日は、その条例に従いまして、総合計画のご審議をいただく皆様方にお集まりをいただき、初めての会合ということになった次第でございます。 また後ほど、伴って生じますところの第 1 次の総合計画につきましての延長の必要がございますので、私の方からご諮問をさせていただいて、大変恐縮でございますけれども、本日の会議の中で、この第 1 次の基本構想、基本計画につきましての期間の延長についてご審議をいただき、ご答申をいただければと思っております。 この 12 年になんなんとするところでございますが、計画の中でいろいろと予測をして参りました。特に人口の動向等につきましても、なかなかこれからの希望的な観測をしていくというわけにはいなくなって参りました。そういった意味で、着実な市政運営というものがこれからも望まれるということでございます。その意味で、第 2 次の総合計画の持つ意味合いというのは大変重要なものになっていくのかなというふうに考えてございます。 審議会の中では、皆様方の忌憚のないご意見をいただき、私ども、県の中におきましても、行政評価というものを取り入れている数少ない自治体でござい

	ますが、本日、資料も事前に配付をさせていただきましたが、大部のものでございまして、説明も少し多めの説明になるかというふうに思いますが、ご容赦を願いたいと思います。しっかりと計画を立て、将来を見通す中で、破綻しないようなまちづくりをしていきたいという思いであります。 また、新しい計画では、市長の任期を4年、市長の任期と総合計画の期間を合わせていきたいというような試みもなされてございます。そういったことも踏まえまして、今度の総合計画の在り方を、本日、ご説明をさせていただくことになってございます。 今、自治体を取り巻く環境、人口減少が一番でございしますが、私ども、そういった中でも地方創生にもしっかりと前向きに取り組んでございまして、また、東京オリンピックを控えて、自治体として最大限、日本の将来というか、日本の活力を増すという国を挙げてのある意味祭典でございしますので、そういった中で自治体が果たせる役割というものも考えながら、積極的に取り組まさせていただきます。 また、人口減少に伴う将来の地域社会の在り方についても、さまざまな想像力を働かせながら、先取りをしていかなければいけないというふうに思いますし、国際化という面でもさまざまな試みもさせていただきます。さまざまな試みをこの第2期の総合計画の中にも取り入れ、山武市の将来、子供たちがやはりこの地域に生まれ育つ中で自分たち一人ひとりのキャリアをしっかりと築いていける、幸せをつかんでいける、そのようなまちづくりをしていきたいというふうに考えてございます。 皆様方のお知恵を拝借して、すばらしい総合計画ができることをお願い申し上げます、本日は初めての会合でございしますので、キックオフの意味もございしますが、皆様のご意見をいただきながら、この会が有意義であることを期待しつつ、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 【委嘱状は各委員へ机上交付】
越川企画政策課長	【4. 委員・職員の紹介】 それでは、次第の4になります。委員と職員の紹介に入りたいと思います。委員の皆様におかれましては、私の方から事前に配付しております委員名簿の順にご紹介をさせていただきたいと思います。その際、恐縮ではありますが、自席にてご起立をお願いしたいと思います。 【金子委員から名簿順に戸村委員まで自己紹介】
越川企画政策課長	ありがとうございました。ひとつよろしく願いしたいと思います。以上で、20名の方に、今回、総合計画審議会の委員をお願いしたいと存じます。よろしくお願ひします。 続きまして、引き続き、職員の紹介をさせていただきたいと思います。高橋副市長から順次、自己紹介ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

	【高橋副市長から順に事務局まで自己紹介】
越川企画政策課長	先ほど委員の紹介の中で、名簿番号の1番の小川委員様、14番の亀井委員様、それと18番の藤次委員様、3名の方が欠席ということでご連絡いただいております。よろしくお願いいたします。
越川企画政策課長	【5. 会長及び副会長の互選】 それでは、次第に戻りまして、5番になります。会長及び副会長の互選に入るところでございますが、その前に、本日の出欠状況をご報告させていただきたいと思います。 委員総数20名中、本日17名の方にご出席をいただいております。お手元に当日配付資料1といたしまして配付させていただきましたが、山武市総合計画審議会運営要綱第3条第2項の規定に基づきまして、出席委員が過半数を超えていますので、会議は成立することをご報告申し上げます。 それでは、会長及び副会長の互選でございますが、山武市総合計画審議会運営要綱第2条第1項に、審議会に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選するというふうに記載してございます。会長及び副会長が定まるまで、引き続き私の方で進行を務めさせていただきますので、ご了承のほどお願いしたいと思います。 それでは、本件につきまして、いかがお取り計らいいたしましょうか。どなたか提案等がございましたら、挙手の上、お名前を述べてからお願いしたいと思います。いかがでしょうか。はい、浪川委員。
浪川委員	観光協会の浪川と申します。大変恐縮ではございますが、事務局に案がございましたらご提案いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
越川企画政策課長	はい。今、浪川委員から、事務局で提案等がございましたらというご意見が出ましたけれども、それについてよろしいでしょうか。
各委員	(委員から異議なし)
越川企画政策課長	はい、ありがとうございます。それでは、今、浪川委員からお話のあったところで、事務局から案を発表したいと思いますので、秋葉主幹から発表いたします。
秋葉主幹	それでは、事務局の案ということでご意見がございましたので、事務局案を申し上げます。 まず、会長といたしましては、明海大学経済学部准教授であります金子委員に、副会長といたしましては、さんむエコノミックガーデニング推進協議会

	会長であります大高委員にそれぞれお願いできればと考えております。 金子委員におかれましては、学識経験者として、本日の資料の参考資料 1 として「まちづくり報告書」を配付させていただいておりますが、その報告書の中で学識経験を有する者の知見を平成 25 年度より寄せていただいているほか、本市の行政改革推進委員会の委員も務められており、本市の総合計画及び行政評価を通じた行政運営にも造詣が深いところになっております。ほかにも国や他市でもご活躍されていることから、幅広い知見を生かし、本審議会の運営を司る会長には適任と考えているところでございます。 また、大高委員につきましては、山武市商工会の副会長を務められており、また、本市の更なる経済活性化に向けて、さんむエコノミックガーデニング推進協議会を組織され、その会長を務めておられます。精力的に市内事業者等との取組を進めており、市民協働に向けて実行力のある提案、組織力が期待できるところでございますので、副会長に適任と考えているところでございます。 以上を事務局案としてご提案申し上げます。
越川企画政策課長	それでは、今、事務局から提案させていただきました案について、ご賛同いただけるでしょうか。ご賛同いただけるということであれば、拍手をもってお願いしたいと思います。
各委員	(委員から拍手)
越川企画政策課長	ありがとうございます。それでは、会長に金子委員、副会長に大高委員ということで承認されましたので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。 それでは、恐縮ではございますが、この後の議事につきましては、山武市総合計画審議会運営要綱第 3 条第 1 項に基づきまして、会長が会議の議長となると定めておりますので、金子委員と副会長の 2 名につきましては、会長席と副会長席にそれぞれ、申し訳ないですけど、お移りいただきたいと思います。会長の金子委員と副会長、お願いいたします。 それでは、会長、副会長の方から、ご快諾をいただいたということで、一言ずつご挨拶を頂戴できればと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。
金子会長	ただいま会長の役を仰せつかりました金子 光でございます。よろしくお願いいたします。 山武市には「行政改革推進委員会」で 5 年間お世話になっておりまして、非常に親近感と愛着を抱かせて頂いております。この度は、「総合計画審議会」に携わることになりまして、光栄であると同時に身の引き締まるものを感じております。 私は大学で財政学や公共政策を研究しております。行政に関わる仕事は、国に関しては外務省の政策評価や参議院の決算委員会など、地方におきましては

	秋田県の事業評価会、石川県の観光行政、東京五輪（2020）の選手村計画などに携わっております。 そうした中、ご縁がありまして5年前からこちらの「行政改革推進委員会」の会長代理をさせていただいております。また毎年出される「まちづくり報告書」のなかで「学識経験を有する者の知見」を執筆させていただいております。知見を執筆するにあたりまして、市の政策・施策・事務事業のすべてを拝見して5年間の山武市の取組について勉強させていただいております。その上で、何が変わり、あるいは変化しなかったかについて分析しまして、それを基に市の政策の改善策を毎年提案させていただいているところであります。 これまで私が関わりまして、山武市に対する私の印象は発展する可能性が大きく魅力に溢れているということです。東京五輪（2020）でスリランカのホストタウンになるなど、全国的にも注目されているところでもございます。 この「総合計画審議会」には山武市の様々な分野の第一線でご活躍されている方々が揃っていらっしゃいます。街の魅力を引き出す上で、「総合計画審議会」の役割は大きいと思います。この街の未来について皆様とともに議論できますことを喜びに感じております。 微力ではございますが、皆様の活発な議論に資するように努めて参りたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。 皆さん、こんにちは。大高衛と申します。さんむエコノミックガーデニング推進協議会の会長として参加をさせていただいております。その他、本日もいらっしゃっておりますけれども、小関商工会長の下で山武市商工会の副会長を務めさせていただきまして、また、浪川観光協会長のもとで観光協会の理事も務めさせていただいております。 いろんな経験をさせていただく中で、さんむエコノミックガーデニングというのは、産学公民金、いろんな主体の方々としっかりとつながることで、山武市の経済発展を目指そうという思いで活動を続けております。まだまだ微力、非力なものですから、大きな成果は上げられておりませんが、5年、10年先にしっかとした経済発展を実現できればという思いで活動しておる者でございます。 今回は皆様方のご承認をいただきまして、副会長のお役をいただきましたので、金子会長をお支えするとともに、皆様方とともにより良いこの山武市の総合計画の答申ができるように努めて参りたいと思いますので、ご指導、ご鞭撻よろしくお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
大高副会長	ありがとうございます。2年間よろしくお願いしたいと思います。

越川企画政策課長	【6. 諮 問】 それでは、続きまして、6の諮問に入らせていただきたいと思います。 本日お配りいたしました当日配布資料2をお出しいただければと思います。 総合計画《改訂版》（案）の諮問の写しをお配りしてございます。そちらについて市長から、諮問についてよろしくお願ひしたいと思ひます。
椎名市長	それでは、本日これからご協議いただく議題が2つあると思ひますが、最初に第2次の総合計画についてのご説明があると思ひますが、それに伴ひまして、1年間、現計画を延長させていただきたいというふうに思ひてござひます。その点につきまして皆様方にお諮りをしたいと存じます。 お手元に既にお配りしてあると思ひますが、山武市総合計画《改訂版》（案）につきまして、ご諮問させていただきます。 山武市総合計画条例第4条の規定に基づき、別添の「山武市総合計画《改訂版》〔基本構想及び後期基本計画〕（案）」について、下記のとおり、貴審議会の意見を求めます。 諮問の内容でござひますが、対象となりますのは、山武市総合計画基本構想（案）、山武市総合計画後期基本計画（案）でござひます。その理由といたしまして、現行の山武市総合計画は、計画期間が10年間（基本構想10年、基本計画前期5年・後期5年）と長期計画となっており、急な環境変化や市長の施策方針に対して、計画と実態がかい離する状況がござひました。 こうした状況から、次期総合計画の策定に当たっては、平成30年4月に予定されてござひます市長選を踏まえまして、計画期間を市長任期、これは4年でござひます、市長任期4年間と連動させることで、より機動的で柔軟な対応ができる計画策定を目指したいと考えてござひます。このため、現在の山武市総合計画基本構想及び後期基本計画につきましては、計画期間の1年延長に関わる変更を行いますので、その変更内容のご審議をお願いしたく、諮問するものでござひます。 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。 （市長から金子会長、大高副会長へ諮問書交付）
越川企画政策課長	【7. 議 事】 それでは、山武市総合計画審議会運営要綱に基づきまして、金子会長、議事の進行よろしくお願ひしたいと思ひます。
金子会長	それでは、椎名市長より諮問書をいただきまして、早速ですが、議事を進めて参りたいと思ひます。 会議に先立ちまして、山武市総合計画審議会運営要綱第4条には、会議録を作成し、この経緯、結果について、出席委員のうちから議長が指名する2名が署名しなければならないと定められております。こちらにつきましては、委員名

秋葉主幹	簿の順に、各回順番にお願いしていききたいと思います。今回は、大変恐縮ではございますが、神余委員、相原委員のお二人にこちらをお願いしたいと思います。 なお、本審議会終了後、会議の結果は会議録としてまとめ、ホームページ等で公開する予定となっております。各委員には後日、事務局から会議経緯について確認依頼があると思いますので、よろしくお願いいたします。 それでは、次第に従いまして、7の議事に入らせていただきます。 (1) 山武市第2次総合計画策定方針についてとなりますが、事務局から資料に基づいて説明いただきたいと思います。事務局の説明の後に、この議題に対する質疑応答を行うという形で進めて参りたいと思います。 それでは最初に、事務局からの説明をお願いしたいと思います。 事務局の企画政策課の秋葉と申します。よろしくお願いいたします。 それでは、私の方から(1)の山武市第2次総合計画策定方針について、ご説明させていただきます。説明資料につきましては、事前に配付させていただいた資料1-1「山武市第2次総合計画策定方針」、それと資料1-2「山武市総合計画条例」、それから、カラー刷りのA4の横判になりますけれども、資料1-3「第2次山武市総合計画の策定スケジュール(案)」の3点と、あと本日配付させていただいてあります「山武市総合計画後期基本計画(概要版)」を使いまして、ご説明いたします。 なお、説明時間につきましては、15分～20分程度になりますので、よろしくお願いいたします。 まず、資料1-1「山武市第2次総合計画策定方針」をご覧ください。 1. 策定の背景でございますが、山武市は、平成18年3月27日に成東町、山武町、蓮沼村、松尾町の4町村の合併により、1つの市となりました。そして、平成20年3月に山武市総合計画を策定し、計画に基づき、「協治」によるまちづくりを進めているところでございます。 ここで、山武市総合計画について、本日配付させていただいた「山武市総合計画後期基本計画(概要版)」を使いまして、計画の構成等を少しご説明させていただきます。 概要版をお開きいただきますと、右側の部分の計画の構成になります。総合計画は本市の最上位計画として位置付けられておりまして、市民と行政が一緒になって山武市をつくる協治の道筋として、地方自治法第2条第4項に基づき、議会の議決を経て策定したもので、その計画の構成は、①基本構想、②基本計画、③実施計画の3つの計画から構成されているところでございます。 ①基本構想は、平成20年から平成29年までの10年間を計画期間として、本市の目指す基本理念を「ともに手を携えて誇りを持てるまちづくり」、そして、将来都市像を「誰もがしあわせを実感できる独立都市さんむ」と示し、それを実現するための政策として、政策1「暮らしを支える快適なまちづくり」から、
------	---

政策 6 「市民と行政が協働してつくるまちづくり」まで、6 つの政策を明らかにした長期計画となっているところでございます。

②基本計画ですけれども、こちらは前期、後期それぞれ 5 年間とした中期計画となっております。基本構想に掲げられている 6 つの政策を実現する手段として、後期基本計画では 29 施策、120 の基本事業から構成されているところでございます。

③実施計画でございますが、基本計画で定められた施策、基本事業の具体的な取組を示した事務事業から構成された短期計画となっております。計画期間を 3 年間で設定し、その事業の進捗状況の把握や成果の評価を行い、毎年度ローリングを実施し、見直しを行っているものでございます。

概要版をさらにお開きいただきたいと思います。左側は、先ほど基本構想に掲げている 6 つの政策の考え方、取組内容を記載しております。その右側からは、後期基本計画施策一覧ということで、6 つの政策を実現していくための施策を政策ごとに表したものとなっております。先ほど基本計画の説明の際に、29 施策とお話しさせていただきました。各施策につきましては、左上の施策 1-1 「道路網の整備・充実」、それから右下の施策 6-4 「公正確実な事務の執行」の 29 施策で、それぞれ施策の目指す姿、指標名、現状値、後期めざそう値を設定しているところでございます。

市では、行政評価、マネジメントシステムを取り入れておりまして、分野ごとに目標と達成度を示す指標を定め、評価を行い、その評価結果を次年度の計画に活用していくといったサイクルを繰り返し、進行管理、また継続的な改善を行っているところでございます。

この行政評価、また後期めざそう値等の考え方につきましては、後ほど議事の（２）「山武市総合計画の延長について」の中でご説明いたします。

今お話しした構成、仕組みによって、総合計画に掲げております将来都市像を実現するため、取組を行っているところでございます。

それでは、再度、資料 1-1 の策定方針をご覧いただきたいと思います。ただいまご説明した総合計画も今年度が 10 年目となり、終了時期を迎えております。その間、先ほど市長からお話もありましたけれども、少子高齢化の急速な進展、生産年齢人口の減少等、全国的に人口減少の克服に取り組むため、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」が公布される等、地方創生の動きが高まっているということと、さらには、東日本大震災や、最近では大雨による被害も多く発生している等、甚大な災害に対応できる強靱でしなやかなまちづくりが求められているというところでございます。このようなさまざまな環境変化を見極め、そして、その変化に対応できる自治体経営が必要とされているというところでございます。

こうしたことを踏まえて、市は、これまでの行政評価の仕組みを活用しながら、近接する成田空港や、その周辺自治体との連携も視野に入れて、住民自治を礎にしたまちづくりの指針となる第 2 次山武市総合計画を策定するということ

ころでございます。

次に、2の策定の根拠でございます。

これまで総合計画は、地方自治法で総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることが義務付けされておりましたが、平成23年5月に地方自治法の一部改正され、地方自治法第2条第4項が削除されたことに伴いまして、基本構想の策定義務がなくなったことに加えて、計画の策定についても自治体、市の判断に委ねられるということになりました。

先ほど申し上げましたとおり、総合計画は本市における最上位計画として市の施策を網羅する唯一の計画でありますので、法的義務がなくなったとしても、引き続き策定すべきであると判断させていただいたところでございます。このため、策定に当たりましては、根拠条例として、山武市総合計画条例を新たに定め、基本構想について議会の議決を経て、総合計画の策定を行うものとしたところでございます。

なお、この山武市総合計画条例につきましては、議会第2回定例会に議案として提出させていただいて、議決を得ているところでございます。

次に、3の策定の基本的な考え方ですが、こちらにつきましては、第2次総合計画は4つの基本的な考え方に基づいて策定することとしています。

はじめに、(1)成果指標を活用した総合計画ですが、第2次総合計画の策定においても引き続き各施策・基本事業に成果指標を設定し、行政評価の仕組みを活用しながら、行政経営を推進します。

次に、(2)市長任期と連動した総合計画です。2ページをご覧ください。現行の総合計画は基本構想を10年間、基本計画を5年間を基本としてきましたが、実際、10年間では急な環境変化や市長の施政方針等に対して、計画と実態がかい離する状況がありました。第2次総合計画では、計画期間と市長任期4年間と連動させ、機動的かつ柔軟な対応ができる計画、市長の施政方針が反映できる計画策定を目指します。

その下の点線で囲まれている部分になります。第2次総合計画の開始時期ですが、次期市長選を踏まえまると、平成31年度開始が望ましいと考えているところでございます。こうした考えから、現行総合計画の計画期間を1年延長させて、平成20年度から平成30年度までの11年間の計画として変更したいと考えているところでございます。この延長に伴いまして、今回、条例を新規制定しましたが、基本構想に係る議決の必要、加えて平成30年度目の目標値の設定等も必要になるというところでございます。

次に、(3)市の最上位計画としての総合計画です。総合計画は、市におけるまちづくりの最上位計画に位置付けられる計画となりますので、第2次総合計画の策定に当たっても、現行総合計画と同様に、各計画との連携強化を図っていくこととします。

加えまして、今回の計画策定では、行政経営の視点から行政改革大綱の内容を取り入れるとともに、市の長期展望の視点からは、平成27年度に策定しまし

た「山武市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進を強化するため、成果指標に組み込み、取組強化を図って参ります。

最後に、(4) 条例に基づき策定される総合計画です。先ほどご説明させていただいたとおり、策定の根拠である山武市総合計画条例は制定済みで、その条例の内容につきましては、後ほどご説明いたしますが、本条例に総合計画審議会の設置について規定しておりますので、平成 18 年制定の山武市総合計画審議会条例については廃止しているところでございます。

次に、4 の計画の構成と期間でございます。3 ページをご覧ください。計画の構成につきましては、現行総合計画の構成を継承し、基本構想、基本計画、実施計画の 3 つの計画で構成します。

その下の表をご覧ください。(1) 基本構想です。市の歴史や自然等の地域的特性、市勢を表す指標を用いながら、まちづくりの方向性を示します。計画期間は 4 年間で、議会の議決事項となります。

(2) 基本計画になりますが、市長の施政方針に沿った行政運営ができる計画として、まちづくりの方針、政策体系、重点分野、施策別計画を定め、計画期間は市長任期と連動させた 4 年間となります。

(3) の実施計画につきましては、基本計画の目標達成に向けて、必要な事業及び財政計画に大きな影響がある事業を示し、毎年ローリングを実施し、向こう 3 年間の計画を策定いたします。

続きまして、5 の計画策定の体制です。第 2 次総合計画の策定に当たっては、第 1 次総合計画の達成状況や直近の環境変化等を踏まえ、(1) から (3) に掲げる手続きに従って策定を行います。

まず、(1) の庁内体制ですが、行政評価の仕組みを活用し、主管課長を中心に、施策単位での計画の見直し作業を行います。この結果を踏まえて、部長級で構成する庁議で施策間の総合調整等を行った上で、総合計画の原案を作成して参ります。

4 ページをご覧ください。次に、(2) 市民参画ですが、広く市民の意見等を反映させるため、まちづくりアンケートやパブリックコメント等を実施いたします。

最後に、(3) 審議機関ですが、委員の皆様方にご協力をお願いしております山武市総合計画審議会と山武市議会となります。当審議会では計画内容の調査及び審議を行っていただくことになります。また、山武市議会においては、議会全員協議会等で計画策定の過程を逐次報告する中で、十分な意見交換を行うこととしています。

最後に、6 の計画策定のスケジュールですけれども、後ほど、こちらにつきましては資料 1-3「第 2 次山武市総合計画の策定スケジュール (案)」でご説明いたします。

これまで第 2 次総合計画の策定方針についてご説明させていただきました。市長任期を踏まえた計画の策定ということで、現行計画の 1 年延長、第 2 次総

合計画の開始時期と、最終ページに参考として総合計画等の策定見通しということで補足資料をお付けしておりますので、後でご確認いただきたいと思います。

続きまして、第2次総合計画の策定の根拠となります山武市総合計画条例についてご説明いたします。資料1-2をご覧くださいと思います。A4の1枚のものになっています。

まず、第1条の目的でございますが、総合計画の策定に関し、その策定趣旨や策定手続き等の必要事項を定め、総合的かつ計画的な行政運営、及びまちづくりの推進を行うことを目的とした条例であることを規定しているところでございます。

第2条では、総合計画は基本構想、基本計画、実施計画の3つの計画から構成されるものとして、それぞれ定義付けしております。

第3条の策定方針では、第1項では総合計画の策定義務、第2項では明確な期間は明示しておりませんが、急な環境変化に応じて対応できる期間をもって計画を策定することを規定しているところでございます。

第4条は、策定手続きを明確化するために、基本構想及び基本計画については、その策定または変更しようとするときは、総合計画審議会へ諮問することを規定しています。本日、議事に入る前に市長から審議会へ山武市総合計画《改訂版》（案）における基本構想と後期基本計画の変更について諮問させていただきました。こちらは、山武市総合計画審議会への諮問については、この第4条の規定に基づくものでございます。

第5条は、旧地方自治法第2条第4項の基本構想の議決義務規定の削除を受け、同条において、基本構想の策定または変更に関して議会の議決を経ることを規定しているところでございます。

第6条は、総合計画の策定、変更等に関する公表を規定し、第7条は、市が個別に計画を策定する際、総合計画との整合性を図ることを規定しているところでございます。

そして、第8条でございます。山武市総合計画審議会の設置と、その審議会の所掌事務を規定しております。第1項では、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関として、審議会の設置を規定し、第2項の所掌事項では、第1号で総合計画の基本構想、基本計画の策定または変更等について、市長からの諮問に応じて答申を行う手順を規定しているところでございます。

第2号では、基本構想及び基本計画に基づく施策の進行管理について、調査審議を行うことを規定しています。これは、審議会の常設化について明示しているもので、委員の皆様には計画における施策、基本事業の進捗状況について、指標値を基にご審議、ご確認いただきたいと思いますと考えているところでございます。

第9条は、審議会の委員定数及び委員の区分を規定しております。本日設置されました審議会ですが、学識経験者を初め、関係行政機関の職員及び公共的

団体等を代表する方、公募により選出された方、市長が必要と認める方の 20 名で組織されているところでございます。

第 10 条は、委任事項として、必要に応じて規則等により細則が定められる旨を規定しております。

続いて、附則でございますが、附則の第 1 項では施行期日を規定し、第 2 項では、本条例第 8 条において審議会の設置を規定しておりますので、山武市総合計画審議会条例の廃止について規定しております。

附則の第 3 項の経過措置については、地方自治法の一部改正により、議決義務がなくなった現行の総合計画についても、本条例の施行に合わせて、第 5 条の議会の議決が適用されることを規定しているところでございます。今回、この附則によって、現行の総合計画の延長について議会の議決が必要となります。その議決への上程時期でございますが、9 月の議会、第 3 回定例会を予定しておりますので、今回の審議会で計画の 1 年の延長に関わる変更について、集中的な審議をお願いさせていただいたというところでございます。

それでは、最後の説明になります。資料 1-3 の「第 2 次山武市総合計画の策定スケジュール（案）」をご覧くださいと思います。こちらの表は、第 2 次総合計画策定に係るスケジュール（案）について表に落とし込んだもので、総合計画の期間、参考として市長任期、策定の工程、総合計画審議会の審議内容、下段のピンク色の部分でございます。議会の議決、説明時期及び内容を記載しております。

まず、総合計画の期間は、現行の総合計画を平成 30 年度まで延長した形になっておりまして、31 年度 4 月から第 2 次総合計画のスタートを示させていただいております。その下につきましては、市長の任期を参考として記載しています。

更にその下からは、策定工程と総合計画審議会の内容等も踏まえてご説明させていただきます。まず、策定工程の 1、導入指針から、3、第 1 次計画の延長まで、今回の審議会でご説明させていただく内容ですので、下段の総合計画審議会欄で延長計画案の審議、諮問、答申、山武市議会欄では条例延長計画の議決と記載しております。

次に、4 の施策体系の検討、成果指標の設定ということで、施策体系のたたき台を事務局内部、市の内部で作成いたします。そのたたき台の内容について、次回の 2 月に予定しておりますけれども、審議会で審議していただきます。また、次回の審議会では第 2 次総合計画（案）について諮問させていただき、審議会後に議会に進捗状況も含め、説明する予定で考えているところでございます。

次に 6 の市民アンケートにつきましては、毎年実施しているアンケートを記載しております。その結果についてまとめたものが会議資料参考 1 の「まちづくり報告書」でございます。

今年度、平成 29 年度の主なスケジュールは、今ご説明した内容となります。

金子会長	次に、来年度、その隣になりますけれども、主なスケジュールになります、平成 30 年度は第 2 次総合計画の策定年度となります。審議会の開催回数も 3 回から 4 回を予定させていただきたいというように考えているところでございます。今年度、施策体系骨格部分の策定までを予定しておりますので、来年度、平成 30 年度については、その工程は 7 の重点分野の設定、8 の成果指標・目標値の設定となります。 また、来年度 4 月に市長選がございますので、市長就任後に市長の意向を確認後、重点分野の設定を行い、併せて施策基本事業の目標値の設定を行います。その内容について、予定として 8 月下旬を考えておりますが、審議会において重点分野、目標値について、ご審議、ご確認いただいた後、議会へ説明するというようなところで考えております。 次に、9 の原案の作成になりますが、これまでご審議いただいた結果を踏まえ、原案を作成し、11 月の審議会でのその原案についてご審議いただきます。同時期になりますけれども、その原案について、10 のパブリックコメントを実施する予定で考えております。 その下、11 の実施計画の作成ということで、翌年の 1 月までに調整を行い、最終的に第 2 次総合計画（案）として取りまとめ、2 月中旬頃になろうかと思っておりますけれども、審議会を開催して、計画についてご審議、ご確認をいただき、第 2 次総合計画（案）の答申をお願いするものでございます。そして、3 月の議会定例会に上程し、議決を経て、平成 31 年 4 月から第 2 次総合計画がスタートするということになります。 以上が、策定までの全体スケジュールでございます。 時間の関係上、駆け足での説明、それから掻い摘んだ説明となってしまいましたが、説明については以上でございます。よろしくお願いいたします。 ただいま事務局から、資料に基づいて、山武市第 2 次総合計画策定方針について説明がありました。総合計画の策定につきましては、その考え方やスケジュールについて、今、秋葉主幹からご説明があったところであります。総合計画と申し上げますと、市のあらゆる分野の計画を盛り込んだものになりますので、複雑に感じる部分もあるかと思いますが、今の秋葉主幹の説明で分かりやすく理解ができたのかなと思っております。 今回の第 2 次総合計画に当たっては、市長の任期と合わせるというところで、市民の方にも分かりやすく計画をつくっていくということで、一歩前進になっていると考えております。 では、ここから皆さんの質疑の時間にして参りたいと思うので、何か今の説明でご確認されたいことなどございましたら、挙手をしていただいて、ご発言をお願いしたいと思います。 特にご意見がないようでありますので、(1) 山武市第 2 次総合計画策定方針につきましては、以上とさせていただきたいと思っております。
------	---

金子会長	ここで休憩時間をとらせていただきたいと思います。10 分間の休憩ということで、2 時 35 分に会議を再開したいと思います。それまでにご着席していただければと思います。では、休憩に入ります。よろしくお願いします。 会議休会 【2 時 25 分】 会議再開 【2 時 35 分】 皆さん、おそろいのごさいますので、会議を再開したいと思います。 では、続きまして、(2)「山武市総合計画の延長について」に移らせていただきたいと思います。こちらは先ほど椎名市長から受けました諮問事項に関わる審議となります。 それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。
瓜生主事	企画政策課の瓜生でございます。私の方からは、議題の 2、「山武市総合計画の延長について」といたしまして、先ほどの市長から諮問させていただきました「山武市総合計画《改訂版》(案)」の変更内容につきまして、ご説明させていただきます。 説明時間ですけれども、おおむね前半の 10 分間は私の方から全般的な計画書の変更点をご説明させていただきます。後半 10 分程度では行政評価に係る成果指標の平成 30 年度目標値について、同じく企画政策課の深澤から説明させていただきます。 では、事前にお配りしております資料 2-1 と資料 2-2 をお手元にご用意ください。 資料 2-1 は、「山武市総合計画《改訂版》(案)」といたしまして、総合計画のうち 15 ページから 27 ページまでを基本構想、27 ページから 106 ページまでを後期基本計画といたしまして、2 つの計画を 1 つの冊子にまとめたものでございます。こちらにつきましては、変更点を赤字にさせていただいた上で、アンダーラインを引いてございますので、変更後の計画はどういった形になるのかはこちらをご覧いただければと考えてございます。 本日の説明につきましては、変更前と変更後のポイントを整理してご説明させていただければというふうに考えてございますので、横置きになっております資料 2-2「山武市総合計画《改訂版》(案)新旧対照表」に基づきまして、ご説明差し上げたいと考えてございます。 なお、今回の変更につきましては、第 2 次総合計画の策定に当たりまして、1 年延長する必要があることから行う変更となりますので、必要最小限の修正に留めている点につきましてはご理解いただければと考えてございます。 では、早速ですけれども、説明に移らせていただきます。この表は修正部分のみを抜粋しておりまして、表の右側に改正前のものを、表の左側に改正後のものをまとめておりまして、その修正部分にはアンダーラインを引いてございます。

1 枚目をご覧ください。左側の計画書のタイトルを「山武市総合計画《改訂版》」と銘打ちまして、先ほど申し上げました基本構想と後期基本計画を1つの計画としてまとめております。

続く目次を開いていただきますと、現在の後期基本計画の政策体系を掲載しております。

3 枚目をご覧ください。計画書の序論部分に、先ほども事務局からご説明させていただきましたけれども、総合計画には基本構想と基本計画と実施計画という計画構成がございまして、このうち基本計画につきまして、おおむね5年間ということで表記を修正させていただいております。

続きまして、計画期間に移りますが、基本構想の計画期間を平成29年から平成30年という形で11年への変更を行っております。また、後期基本計画につきましては、平成29年から平成30年といった形で6年になることから、おおむね5年の計画というような修正を行っております。

続きまして、4枚目に移らせていただきます。こちらの資料2-1の2ページをご覧ください。2ページ目には三角形のピラミッドの図と計画期間を示しました表が載っておりますのですが、こちらの表現を全て年度の修正を行った上で、下の※の注といたしまして、平成23年に地方自治法が改正され、総合計画の策定自体が市の判断に委ねられ、結果、先の6月議会で議決を受けました山武市総合計画条例に基づきまして、総合計画を策定するという旨を加えさせていただいております。

新旧対照表の方に戻らせていただきますが、4枚目の中段のところの計画策定の背景、山武市の特性の部分でございしますが、山武市の面積が、国土地理院の平成27年度の発表によりまして総面積が変更となっておりますので、146.38キロ平米から146.77キロ平米に修正を行っております。

続きまして、新旧対照表の5枚目は修正点がなく、6枚目でございします。6枚目に移りまして、こちらには基本構想の2の基本フレームの部分に人口・世帯数、就業人口をまとめている部分になりますが、修正前のものは終了年度が平成29年度でございましたので、今回、平成30年度まで計画延長することに伴いまして、計画策定当時と同じ方法によりまして、平成30年の将来人口5万3,500人、推計上の高齢化率も33.6%と時点修正を行っております。

7枚目をご覧ください。3の土地利用構想のうち、丘陵価値創造ゾーンの千葉東金有料道路の部分を首都圏中央連絡自動車道に修正を行っております。

続きまして、8枚目にも高齢化の記載がございましたので、そちらを平成30年度時点の33.6%に修正を行っております。

続きまして、5の政策の課題・大綱でございしますけれども、こちらは政策の大きな方向性、根幹に関わる部分がまとめられている部分でございしますので、内容を含めた検討につきましては次回以降の第2次計画策定時点で行いたいと考えてございます。

以下、続きまして、後期基本計画の変更点となります。9枚目をご覧ください。

い。9枚目には、先ほどと同じく基本構想、基本計画というものが書いてございますので、こちらを平成30年度に変更を行ってございます。

ページをめくっていただきまして、10枚目でございますけれども、こちらも先ほどと同じように総面積の修正を行ってございます。

11枚目のページ、49と一番左側に書いてございます1-1道路網の整備・充実の部分をご覧ください。こちらに※で「後期めざそう値については、別表参照のこと」と記載してございます。こちらの説明は後ほど別に行いたいと考えてございます。ですので、私からは目標値の説明は省略させていただきまして、それ以外の修正部分についてご説明させていただきたいと考えてございます。

12枚目の2-3自然環境の保全についてご覧いただければと思います。各政策ページには、部門別計画として、総合計画と関係する計画の掲載も行ってございます。こちらの2-3につきましては、山武市地球温暖化対策実行計画の最新の計画が第2次となっておりますので、これに伴う修正を行ってございます。

同様の考えで、13枚目の2-7につきましても、同じような修正を行ってございます。

14枚目の4-1につきましても、同じ修正を行ってございます。

同じく14枚目の4-2障がい者（児）福祉の充実をご覧ください。こちらにつきましては、前期基本計画の取組状況の部分をご覧くださいと思いますが、こちらの施策の成果指標のうち、障がいの特性及びその環境に応じて、就業している障がい者の割合がございしますが、計画策定当初はハローワークから山武市部分の障がい者雇用率の公表がなかったのですが、現在、その情報提供を受けられる状況になっておりますので、記載の変更を行ってございます。より適切な指標表現の点からも、今回、本文中、統計データ許諾の関係からの記載があった部分につきましても、山武市管内事業所と修正を行ってございます。また、こちらの施策につきましても、部門別計画の修正を行ってございます。

4-3と、続く16枚目の4-4子育ての支援、4-5地域福祉の充実、17枚目の5-5人権尊重のまちづくりにつきましても、同様に部門別計画の修正を行ってございます。

17枚目の6-2をご覧ください。開かれた市政の部分ですが、こちらにつきましては、基本事業の構成のうち、基本事業4が議会情報の公開の推進になってございますが、こちらは施策単位では市政情報の理解を掲げているところですが、基本事業といたしましては議会情報に特化を行っておりますので、市政情報から議会情報へと修正を行ってございます。

また、6-3につきましても、同様に部門別計画の修正を行ってございます。

以上、簡単ではございますが、私の方から「山武市総合計画《改訂版》（案）」の全般的な修正点の説明をさせていただきました。

では、続きまして、平成30年度の後期めざそう値につきまして、同じく企画政策課の深澤からご説明差し上げたいというふうに思います。

深澤主査補	企画政策課政策・シティセールス推進室の深澤と申します。よろしくお願いいたします。 私の方からは、左上に資料 2-3 と表示のある、A 4 横向きのカラー刷りの資料を使って説明をさせていただきます。 こちらにつきましては、後期めざそう値一覧についてのご説明になります。資料 2-3 の 1 枚目を使いまして、後期めざそう値がどういったものであるか、次に、どのように設定されているのか、そして実際にどのようなものがあるのかという 3 点をご説明させていただきます。 それでは、資料 2-3 の 1 枚目をご覧ください。まず 1. 後期めざそう値（平成 30 年度）の概要になります。議事の 1 の説明でも若干出てきた部分はあるのですが、山武市では、総合計画の進行管理をするために、行政評価という考え方を導入しています。行政評価とは、行政サービスの分野ごとに目標と達成度を示す指標を定め、その目標と達成度に対して客観的な評価を行います。そして、その評価の結果を次年度に活用していく一連の仕組みのことを言います。 この指標については、山武市の全ての施策、基本事業に設定されておりまして、施策は全部で 29 施策ありまして、55 の指標値を設定しています。基本事業は 120 ありまして、239 の指標値を設定しています。ですので、全部で 294 の指標がございます。現在の後期基本計画の終了時に、各指標の目指すべき目標値を設定しており、その数値のことを後期めざそう値と呼んでおります。このことから、現在の計画の計画期間を 1 年延長し、平成 30 年度までを計画期間とした場合、平成 30 年度時点の後期めざそう値の設定が必要となって参ります。 では、その後期めざそう値をどのように設定しているのかを、2. 設定方法についてで説明いたします。資料にもありますが、後期めざそう値の設定に当たっては、次の 3 つの考え方により設定を行っています。 ①現行の総合計画の評価のために設定することから、新たな指標の追加等は行っておりません。今回の後期めざそう値の見直しは、後期基本計画の計画期間の延長に伴うものですので、指標自体の見直し、新たな指標の制定や既存、現行の指標の廃止等については、第 2 次総合計画の策定過程において実施していく予定で考えております。 ②平成 30 年度の後期めざそう値の基本的な設定方法は、按分によって設定しています。 ③按分による設定を基本としていますが、法律及び社会情勢等から、不適当なものや特別な事情があるものについては個別に設定をしています。この按分による基本的な方法と個別に設定した場合について、次の 3. 資料の編集方法で説明いたしますので、資料下段の表をご覧ください。 まず、按分による基本的な方法について説明いたします。お手元資料の下段の表につきましては、各項目名が見にくく申し訳ないのですが、一番左に通番を示してございます。表には通番 1 と通番 6 を例として表示しております。
--------------	---

通番 1 のグレーで色分けしてある基本情報という項目をご覧くださいと、市道整備状況の満足度とあります。こちらが指標の名称になります。そこから右に行っていただいて、濃い緑色の欄がございます。こちらが基準値です。基準値とは、後期基本計画を策定した際の市道整備状況の満足度の値を示しております。その隣に、H25、H26、H27 のそれぞれの年度の実際の指標値がございます。その右のピンク色で示した欄を見ていただくと、66.0%と記載されています。そちらが延長する前の後期めざそう値（H29）という形になります。

その右側、赤枠で囲んでいる欄が、平成 30 年度まで延長した場合の目標値で、66.7%となっています。整理いたしますと、市道整備状況の満足度は現行の計画を策定した際に 62.3%でした。計画終了年度である平成 29 年度に 66.0%を目指しておりましたが、現行の計画を 1 年延長する場合、平成 30 年度の目標値を 66.7%とするということを示しております。

では、その目標値の算出方法ですが、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間の計画期間に基準値の 62.3%を 66.0%まで 3.7 ポイント向上させるという考え方から、この 3.7 を 5 カ年で除すことで 1 年当たりの数値を算出しまして、この数値に 6 カ年を乗じることで、計画期間を 1 年延長した場合の目標値を設定しています。こちらが按分によって後期めざそう値を設定した場合の考え方になります。

続いて、個別に設定した場合ですが、資料の右下の四角で囲った部分に、個別設定した場合の理由を示していますのでご覧ください。理由につきましては、1. 高水準に目標達成している指標、2. 達成上限がある目標、3. 現状維持目標、4. 指標増加が望ましくない目標、5. 新たな目標設定が必要な目標の 5 つを設定しております。

では、表の通番 6 を見ていただくと、成果指標名は 1 日当たりの鉄道利用者数となっております。先ほどと同じように、濃い緑色の欄、基準値を見ていただくと、5,247 人で、ピンク色の欄、後期目標値は 5,000 人となっています。これは後期計画期間中に同水準程度で推移し、5,000 人を切らないことを目標に設定された指標となります。このことから、赤枠内の暫定目標値も 5,000 人となっております。このように、按分によらずに個別に設定した指標については、表の一番右の欄に注釈を設けておまして、先ほどの個別設定理由を表示しております。ですので、この場合、③現状維持目標というように記載されています。

現在ご覧いただいています資料 2-3 の 3 ページ以降は、294 の全ての指標に対して、按分による方法または個別に設定する方法のどちらかで平成 30 年度の目標値を設定した一覧となっております。ここでお示ししている目標値が、先ほど瓜生から説明のありました資料 2-1「山武市総合計画《改定版》（案）」の各施策基本事業の後期めざそう値として掲載をさせていただいております。

それでは、実際に各成果指標の後期めざそう値を見ていただきたいのですが、成果指標が全部で 294 ありますので、個別に設定した場合の成果指標を各施策

1 つずつになってしまいますが、見ていただきながら、ご説明をさせていただきます。

併せて、本日お配りしました後期基本計画の概要版をご覧ください。概要版、全部開いて見ていただきますと、まず、赤色で示していますのが政策1「暮らしを支える快適なまちづくり」になります。先ほどの資料 2-3、成果指標の方では、3 ページの通番 1 から 10 ページの通番 32 までが政策1の指標となっております。

先ほどご覧いただいた1日当たりの鉄道利用者数が、政策1の指標となりますので、次に、政策2に進ませていただきまして、概要版では、オレンジ色で示しております政策2「住みやすい環境と安全なまちづくり」になります。成果指標としましては、資料 2-3 の 11 ページの通番 33 から 26 ページの通番 95 までになります。

その中で、23 ページの通番 85 をご覧ください。こちらは成果指標名がLED防犯灯設置率です。基準値が35.4%、平成29年度の後期めざそう値は100%になります。こちらの指標は市内防犯灯のLED化転換を目指すものですので、平成30年度の目標値も100%となります。ですので、100%が上限となりますので、注釈の欄については、②達成上限がある目標に該当する指標となります。

続いて、概要版では、緑色で示しております政策3「にぎわい豊かな暮らしを創出するまちづくり」です。成果指標としましては、資料 2-3 の 27 ページの通番 96 から 35 ページの通番 134 までとなります。

その中で、32 ページの通番 123 をご覧ください。観光施設の維持管理上の不具合件数です。こちらは基準値が1件です。平成29年度の後期めざそう値は2件となっております。これは、維持管理上の不具合というものは発生しないことが望ましいのですが、海岸関係の施設ですとか、不具合が皆無というものが困難であるということを考慮しまして、平成30年度の目標値も2件としております。このことから、注釈に④指標の増加が望ましくない目標と表示しております。

続いて、政策4です。概要版では水色で示しております。「だれもが生きがいを持って安心して暮らせるまちづくり」です。成果指標としましては、資料 2-3 の 35 ページ、通番 135 から、49 ページ、通番 185 までとなります。

その中で、49 ページ、通番 183 をご覧ください。こちらは成果指標名が民生委員・児童委員の1人当たりの年間活動日数となります。こちらは基準値が87日です。平成29年度の後期めざそう値は95日となっております。この指標は同水準で推移することを目指していたことから、平成30年度の目標値も95日としています。このことから、注釈に③現状維持目標と表示しております。

続いて、政策5、生涯を通じて人と人がふれあい共に学びあえるまちづくりです。こちらは概要版では青色で示しております。成果指標としましては、資料 2-3 の 50 ページの通番 186 から、65 ページの通番 240 までとなります。

その中で、51 ページの通番 189 をご覧ください。51 ページ、通番 189 は、成

	果指標名が学習意欲の向上が見られる児童（小５）・生徒（中２）の割合です。こちらは基準値が94.3%となりまして、平成29年度の後期めざそう値は94.0%となっております。この指標は、高い水準にすでにあるため、これを維持することを目的に、平成30年度の目標値も94.0%としています。このことから、注釈に①高水準に目標達成している指標と表示をしています。 最後になりますが、政策6「市民と行政が協働してつくるまちづくり」です。概要版では紫色で示しております。成果指標としましては、資料2-3の65ページの通番241から、78ページの通番294までとなります。 その中で、75ページの通番282をご覧ください。75ページ、通番282は、成果指標名が公共施設の平均稼働率となっております。こちらは後期基本計画策定時に新たな指標として設定をしましたが、現段階では平均稼働率の取得が困難であることから、目標値は現在、横棒で表示をさせていただいております、注釈としまして、⑤新たな目標設定が必要な指標となります。 各指標の確認につきましては、駆け足となってしまいましたが、後期めざそう値の考え方については以上となります。説明の一部、早かった部分もあるかと思いますが、以上となります。よろしくお願いいたします。
金子会長	ありがとうございます。ただいま事務局から資料に基づきまして、山武市総合計画の延長について説明がございました。瓜生主事からは新旧対照表に基づいてご説明いただきまして、今の深澤主査補からは、主に市道整備状況の満足度を事例にとって説明をしていただきました。2人から非常に分かりやすい説明があったというふうに思います。 第2次総合計画の策定に当たりましては、市長任期と一致させようとしているのですが、現在の山武市総合計画はその計画期間が今年度で終了を迎え、どうしてもそのタイミングが合わないものですから、現在の計画を延長させる変更を行うということが説明から分かりました。 修正内容には当然、計画年度もありますけれども、行政評価を導入している山武市におきましては、政策・施策・事務事業の政策体系のいずれにも細かく目標設定をしております。このため、多岐にわたる修正から非常にボリュームが多く感じられる変更だったかと思います。たくさんの資料がありましたけれども、非常にクリアなご説明で分かりやすかったと思います。 ここから皆さんの質疑の時間にしたいと思います。何かご確認されたいことですかご質問等ございましたら、挙手をしていただきまして、ご発言をお願いしたいと思います。それでは、神余委員、お願いします。
神余委員	神余と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 会長が申し上げられたとおり、大変膨大な資料を大変分かりやすくご説明いただいたと思います。議事（１）の第2次総合計画策定方針と重なる部分があると思うのですが、幾つか質問というか、確認させてください。

	全部で 294 の指標、目標があるというご説明がありました。今、ご説明いただいた 2-3 で、按分しない方の中の、例えば①高水準に目標達成している指標というのは、目標にかなり到達できた、良い実行があったというところだと思うのです。私も今ざっくり見ただけで、あまり見当たらないというか、ぱっと計算しただけで 3 % ぐらいかなというふうに思います。 P D C A の P というのは、ちょっと背伸びしないと届かない目標を設定するというのが計画等々では通常だと思うので、それは致し方ないことかと思うのですが、ちょっと気になりましたのが、資料の 1-1 ですね。第 2 次総合計画策定方針というふうに書いてありまして、休憩前、議事（１）で説明していただいた中の 2 ページになります。 延長もそうですし、今度、第 2 次総合計画をつくるに当たって、本審議会の委員が知っておきたいなという内容なのですけれども、（２）の 2 行目になります。「計画と実態とがかい離する状況がありました」というふうに明記されています。5 年間で第 1 次総合計画は計画したのだけれども、計画と実態がかい離する状況がありましたとあります。 ざっくりで構わないのですけれども、どんな状況があって、また、震災等々もあったと思うのですが、特にどの部分が大変かい離していて、今度計画に当たって我々委員の方で検討いただきたい部分であるのか、そのかい離した施策の分野というのはどの辺なのかということをお伺いできたらと思います。
金子会長	ありがとうございます。学術的にも興味があるところなのですけれども、事務局からご回答をお願いしたいと思います。では、課長お願いします。
越川企画政策課長	今、ご質問いただきましたかい離しているところでございますけど、これについては、現状の中で少子高齢化の急速な進展、これはどこの自治体でも深刻な問題になっていきますけれども、それとあと地方創生の動きが高まってきたと。それと、人口減少回復に対応するための施策や、先ほど先生も仰いましたとおり、東日本大震災等の自然災害に対応する施策と、市が重点的また優先的に取り組むべき施策、対応等を考えたい、そういったところの変化が生じたというところでございます。 また、市民の意識も、そういった環境変化等から施策に対する満足度、優先度の考え方等とも実態として考えるという流れでかい離しているというお話をさせていただきました。
神余委員	すごく具体的にというのではなくて、かい離しているというふうに記述があったものですから、どうしてもここは目標が達成できないところがあったとか、そういうお話が延長の計画をされる中であったのかなというところで。特に今のところでなければ、例えば、今、少子高齢者というお話あったと思うのです

瓜生主事	けれども、私も今ざっくりこの 80 ページ見ただけですけど、①高水準に目標達成している指標で、意外に多く見られたのが少子高齢者対策というか、乳幼児の受診だとか、待機児童対策でしたっけ、その辺のところで、保護者の満足度というのが 169 番では高水準に目標を達成していると。すごくよく目標を達成できているとある一方で、ここはいまだに難しかったのだよというところがあるのかなと思ったのですけれども。 先ほどの説明の補足をさせていただきます。 今回のこちらの 294 ある指標なのですが、実は後期計画のときに、重点分野として 12 施策を位置付けておりまして、実はそういった施策につきましては、通常の目標設定よりも一步高い目標設定を行っていますので、実は高水準に達成している目標と書かれているものは、必ずしも市として達成したくて達成したものではなくて、実は達成し切っていない方が重点施策として位置付けられておりますので、実は今回、注釈に入っていないくて、進みがちょっと遅いなどと思うものこそ、実は市としては重点に位置付けて、常に上を目指しているところでございますので、表現といたしましては、目標設定としては高く達成し切っていて、さらに上げることはできないという客観的な記述であるだけであって、市の方向性を伸ばすというものとはちょっと別視点になりますので、そこらにつきましては次回以降の総合計画審議会にてご説明させていただきながら、さらに議論を深めていただければというふうに考えてございますので、よろしく願いいたします。
神余委員	ありがとうございました。
金子会長	よろしいでしょうか。ありがとうございます。 他にご確認されたいこと等ございますか。 さて、議事（２）「山武市総合計画の延長について」につきましては、市長から諮問いただいております。山武市総合計画基本構想及び後期基本計画の内容となります。これらにつきましては、ただいま事務局から説明がありましたが、当審議会として承認してよろしいか、お諮りしたいと思います。 「山武市総合計画《改訂版》（案）」につきまして、当審議会が承認することについてご異議ございませんでしょうか。
各委員	（委員からの異議なし）
金子会長	ご異議がないようでございますので、「山武市総合計画《改訂版》（案）」につきまして、当審議会は承認いたします。 続きまして、先ほど承認した旨を答申書の形にまとめる必要があります。当審議会としましては、第２次総合計画の策定に当たって、必要な修正として、

	「山武市総合計画《改訂版》(案)」を認めるというスタンスになろうかと考えております。原案に対して異論がない旨でご回答したく考えております。委員の皆様、いかがでしょうか。
各委員	(委員からの異議なし)
金子会長	ご意見がないようでございますので、これからの答申案の文章作成過程に關しましては、会長の私と事務局に一任していただくということをお願いしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。 それでは、本審議会としての答申案を事務局と調整の上で作成しますので、委員の皆様はしばらくその場でお待ちいただければと思います。
金子会長・事務局	(答申案の作成)
金子会長	それでは、私の方から答申案の文面を読み上げまして、ご確認いただければと存じます。答申の案の内容です。 山武市総合計画《改訂版》(案)について答申。平成 29 年 8 月 10 日付総企政第 83 号で諮問がありました山武市総合計画《改訂版》〔基本構想及び後期基本計画〕(案)につきましては、審議の結果、異論ない旨、答申します。 この答申でよろしいでしょうか。
各委員	(委員から異議なし)
金子会長	ありがとうございます。異議がないようでございますので、こちらを椎名市長に提出する答申書といたしたいと思ひます。 そのほか、委員の皆様方から何かご意見などございますか。 特にないようでございますので、それでは、一切の議事が終了いたしましたので、ここで議長の任を解かせていただきます。長時間にわたりまして、会議のスムーズな進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。
越川企画政策課長	【8. 答申】 金子会長、どうもありがとうございました。 それでは、続きまして、先ほど作成していただきました答申書を金子会長から椎名市長へお渡しいただければと存じます。金子会長と大高副会長におかれましては、前のほうへまた、先ほどと同じような形でお願いしたいと思ひます。
金子会長	平成 29 年 8 月 10 日。山武市長椎名千収様。山武市総合計画審議会会長、金子光。山武市総合計画改訂版(案)について答申。平成 29 年 8 月 10 日付総企政第 83 号で諮問のありました山武市総合計画《改訂版》〔基本構想及び後期

	基本計画〕（案）につきまして、審議の結果、異論のない旨、答申します。
	（金子会長、大高副会長から椎名市長へ答申書手交）
椎名市長	どうもありがとうございました。
越川企画政策課長	それでは、最後になりますけれども、本日の長時間にわたりまして慎重審議いただきましたことを踏まえて、椎名市長より最後にご挨拶をさせていただきます。
椎名市長	長時間にわたりまして慎重なご審議をいただき、また、ただいま、私どもの諮問案に沿った答申をいただきまして、誠にありがとうございます。振り返っていただきますと、私も市の市政を預かりまして3期も終わろうとしてございます。この間、議会との関係も含めまして、新しい山武市をどのようにつくっていくかということで、1つの目標がございました。そういった中で長期の計画を持ったということは大変良かったと思ってございます。 ただ、事務サイドからいたしますと、この間にさまざまな変化がありました。その変化というのは、先ほど金子会長からお話もございましたように、大きなことといたしましては、2011年3月11日の津波によりまして、市のまちづくりの方向というものが大きく防災面に力を入れなければならないというようなこともございましたし、そういった自然の影響の前での大きな変化もございましたが、私といたしましては、国の施策が割合に突然出てくる政策というものが多くて、地方行政は国の施策によって大きく力の入れどころが変わって参ります。一番大きな例が地方創生でございますけれども、今、地方創生のどのような取組をするかということが市政の方向付けになっているというふうにも考えてございます。この国の方針に従いまして市政を微調整しながら、初期の目的を達成していくという作業が、事務サイドでは大変苦勞が多いことなのかなというふうに思っております。 そういった意味では、10年間というのは少し長かったのかなというふうに思いますし、もう1つ、さらにつけ加えさせていただきますと、市長とか町長というのは割合に気ままでして、突然いろいろなことを考えるということで、それまで言っていたこととどうも違うことを、この頃言い出したぞなんていうようなことも、場合によっては出てくるというようなこともあるのかなというふうに思います。それは、やはりその時々の中の変化を感覚的に先取りして、これからどのように導いていかなければいけないかというようなこともつながっていくのかなというふうに思っております。 そういった諸々のことを踏まえまして、今回、これからご審議を皆様方にさせていただく第2次の総合計画につきましては、市長の任期の最終の年度、今年に当たります。この年度に下準備をしながら、新しい市長が決まりましたとき

越川企画政策課長	に、その施策というものをしっかりと取り入れて、混乱のないように、その年度につきましては前の市長がつくった計画を遂行しながら、新しい市長の考えに基づいて新しい総合計画をつくっていくということになろうかと思います。このサイクルを4年ごとに繰り返すことによって、そのときそのときのまちの方向性というものが明確になっていくという総合計画の在り方ができ上がるのだというふうに思っています。 まちの最上位計画でございますので、大変重要な計画でございます。皆様方のお力をこれからもしっかりといただいて、第2次の計画がすばらしいものになるように、皆様方どうぞ、本日は初会合でございますので、これから何回かお願いすることになりますけれども、お力をいただくようお願い申し上げて、御礼のご挨拶といたします。本日はありがとうございます。 【9. その他】 どうもありがとうございました。 それでは、次第の最後、9のその他でございます。こちらについて、今後の会議等の予定について、事務局のほうからご連絡をさせていただきたいと思えます。
深澤主査補	では、私の方からご連絡いたします。今年度の会議は今回を含めて2回を予定しておりますので、次回は年度末を予定しております。後日、こちらから日程調整等の連絡をさせていただくことになろうかと思えますので、その際はご協力をよろしくお願いいたします。 もう1点、本日の会議、資料大変多かったかと思えます。資料をつづるバインダーをご用意しておりますので、会議終了後、ご案内できればと考えております。ただ、穴あけが3つしかありませんので、ちょっと順番にご案内になるかと思えますので、その点、ご了承いただければと思えます。以上になります。
越川企画政策課長	今、事務局の方から、最終的に穴をあけてバインダーで管理したいと思っています。台数が少なくて申し訳ないですけど、お急ぎの方は先に対応させていただきますので、申し訳ありませんが、よろしくお願いしたいと思えます。 それでは、最後になりますけれども、委員の皆様の方から何かございますか。よろしいでしょうか。本日、初めての会議というところで至らぬ点もあったと思えますけれども、ひとつご了承のほどよろしくお願いしたいと思えます。
越川企画政策課長	【10. 閉 会】 それでは、以上をもちまして、第1回山武市総合計画審議会を閉会いたします。長時間にわたりまして本当にありがとうございました。慎重審議ありがとうございました。 【3時27分】